

◎新潟県告示第268号

糸魚川市で発生した地すべり災害により、3月4日から糸魚川市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法第13条第1項の規定により、同法第7条から第10条までに規定する事務を、糸魚川市長が行うこととする。

令和3年3月16日

新潟県知事 花 角 英 世